

・・・自主防災組織補助金 Q & A・・・

自主防災組織補助金の運用において皆様からご質問を受ける事項、または改正された補助金の運用についてご注意いただく事項につきまして、簡潔にまとめましたので、活動を行う前にご参照ください。

<共通事項>

Q 1 : 「設立事業」補助金（以下「設立補助」という。）と「活動事業」補助金（以下「活動補助」という。）の同時申請はできますか？

A 1 : 設立補助と活動補助は同時申請することができます。  
なお、「備品購入事業」補助金（以下「備品補助」という。）も設立の際、活動補助と同時に申請することができます。

Q 2 : 自主防災組織のように区や町内会を単位とする組織ではない団体やグループなどが防災活動をしている場合はこの補助金の交付対象となるか。

A 2 : 補助対象となるのは「区を母体とした組織」「複数の区の連合体を母体とした組織」「概ね 70 世帯以上の町内会を母体とした組織」「概ね 70 世帯以上となる複数の町内会の連合体を母体とした組織」としています。そのため、まず当該組織が上記に該当するのかが確認してください。

また、上記に該当する場合でも「構成員が重複する場合は、後から設立した組織は補助対象としない。」としております。そのため、既に当該組織がある区において自主防災組織が設立している場合は補助対象とはなりません。

<活動補助>

Q 3 : 同日に複数の訓練を実施したが、補助金の申請はどうすればよいか。

A 3 : 同日に複数の訓練を実施した場合、例えば避難訓練後に救命・救護訓練を実施した場合は、補助金申請書には両方チェックを入れ、 $200 \text{円} \times \text{参加者数} \times 2$ の金額を記載し、それぞれの状況写真を添付し申請してください。参加者名簿は1つでかまいませんが、市の担当者など自主防災組織の構成員でない者は補助対象となりませんのでご注意ください。

Q 4 : 毎年除雪の燃料費を活動費として申請していたが補助対象となるか。

A 4 : 除雪活動については今回の改正から補助対象外とさせていただきます。市建設課で道路除雪について助成を行っていますのでご確認ください。

<建設課助成>

助成対象 : 市道の車道・歩道、私道、官地の除雪が対象です。

対象外 : 集会所の駐車場など敷地内は対象外となっています

Q 5 : 毎年ヘルメット等を購入し活動補助として申請していたが、補助対象とならないのか。

A 5 : 今回の改正により、資機材を購入しただけでは活動補助の対象とはなりません。資機材が必要な場合は備品補助を活用していただく、既に備品補助を活用されている場合は、訓練や啓発などの活動をしていただき、交付された補助金で資機材を購入していただくこととなります。